

契 第 18 号  
令和2年6月2日

富山市電業協会  
会長 増山 一雄 様

富山市長 森 雅 志  
(公印省略)

富山市発注工事の前金払の特例措置の継続について (お知らせ)

地方自治法施行規則の改正によって、地方公共団体発注工事に係る前払金の使途が拡大されたことを受け、平成28年度から令和元年度までの本市発注工事に関し、前払金の使途を拡大する特例措置を適用してきたところですが、令和2年度につきましても当該措置を継続し、次のとおり運用しますので、お知らせします。

記

1. 適用対象

平成28年4月1日から令和3年3月31日までに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるもの。

2. 特例措置の内容

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に前払金の100分の25までを充てることのできるものとしします。

3. 特例措置の適用に係る手続き

令和2年6月9日以降に開札するものは、特例措置に対応した契約約款を添付します。

既に契約済みの工事について特例措置の適用を希望する場合は、契約担当課にご相談ください。

(担当) 富山市 財務部 契約課  
工事契約係 TEL 076-443-2025

「富山市建設工事請負契約約款」の新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第35条（略）</p> <p>（前払金の使用等）</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p> <p>第37条～第54条（略）</p>	<p>第1条～第35条（略）</p> <p>（前払金の使用等）</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p> <p>第37条～第54条（略）</p> <p><u>（前払金の使用等の特例）</u></p> <p><u>第55条 第36条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u></p>